

北海道告示第10807号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第10号に掲げるさんま棒受け網漁業（えりも以東太平洋海域）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年5月22日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
さんま棒受け網漁業	えりも以東海域	・総トン数5トン未満の動力漁船の場合 毎年、7月15日から11月30日まで  ・総トン数5トン以上の動力漁船の場合 毎年、7月22日から11月30日まで	1隻	10トン未満	① 岩手県に住所を有する者 ② 過去より流し網漁法の許可を有したことのない者 ③ 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有していない者（平成13年度にさんま大臣承認漁業の承認と本許可の両方を有していた実績者を除く。）	令和5年5月22日から 令和5年6月21日まで	1 許可の有効期間は次のとおりとする。 総トン数5トン未満の動力漁船：令和5年7月15日から令和6年7月14日まで 総トン数5トン以上の動力漁船：令和5年7月22日から令和6年7月21日まで  2 起業の認可の有効期間は次のとおりとする。 総トン数5トン未満の動力漁船：令和5年7月15日から令和6年1月14日まで 総トン数5トン以上の動力漁船：令和5年7月22日から令和6年1月21日まで なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該漁業の起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。  3 申請書の提出先は水産林務部水産局漁業管理課とする。  4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 棒受け網漁法により操業する場合は、使用する漁船に集魚灯（探照灯又は投光器であって、集魚の目的をもって使用しうよう設備されているものを含み、漁船の周辺に集まった魚を漁網による採捕が可能な水面に誘導するために用いる赤色灯を除く。）の消費電力の総和が250キロワットを超える設備をしてはならない。 (2) 漁獲物は、次に掲げる港以外の地に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載したときは、その都度北海道知事に報告しなければならない。 花咲港、霧多布港、厚岸港、釧路港、十勝港 (3) さけ・ますが採捕されたときは、できる限り損傷しないように、速やかに海中に戻さなければならない。 (4) さんま船上選別機を設置してはならない。 さんま船上選別機とは、以下のいずれかに該当する機器をいう。 (ア) 漁獲物を魚体の大きさに別により船上で選別する機能を有する機器 (イ) 漁獲物と海水を分離する機器であって、次に掲げる条件のいずれかに該当する機器 ① 漁獲物と海水を分離する機能を有する格子状の部分（以下「セパレーター」という。）が、ローラー等により可動可能な機能を有するもの。 ② セパレーターの隙間の間隔が8ミリメートルを超えるもの。 ③ セパレーターが機器本体と容易に脱着できる構造となっているもの。 (5) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める区域に立ち入ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りではない。 この場合にあつては、あらかじめ北海道知事に報告しなければならない。 〔操業区域に千島太平洋海域（ロシアⅡ区）を含まない許可に適用〕 (6) 日ソ地先沖合漁業協定に定めるロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域において操業を行った場合は、航海中の船舶の位置を汎地球測位システム測量機（GPS）により記録し、次の航海開始まで保存しなければならない。 〔操業区域に千島太平洋海域（ロシアⅡ区）を含む許可に適用〕  (7) 北海道知事が、漁業調整上操業に関し必要な事項を命じた場合は、これに従わなければならない。  5 許可にあたっては、次に掲げる内容のその他参考となるべき事項を付けることがある。 (1) 日ソ地先沖合漁業協定に定めるロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域において操業を行った場合は、操業期間終了後3年間、操業日誌を保管するものとする。 〔操業区域に千島太平洋海域（ロシアⅡ区）を含む許可に適用〕
	千島太平洋海域（ロシアⅡ区）及びえりも以東海域	同上	3隻	同上	① 宮城県に住所を有する者 ② 過去より流し網漁法の許可を有したことのない者 ③ 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有していない者（平成13年度にさんま大臣承認漁業の承認と本許可の両方を有していた実績者を除く。） ④ ロシア連邦が発給するさんま漁業の許可を有する者（操業区域に千島太平洋海域（ロシアⅡ区）を含む場合）	同上	
	同上	同上	1隻	同上	① 三重県に住所を有する者 ② 過去より流し網漁法の許可を有したことのない者 ③ 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有していない者（平成13年度にさんま大臣承認漁業の承認と本許可の両方を有していた実績者を除く。） ④ ロシア連邦が発給するさんま漁業の許可を有する者（操業区域に千島太平洋海域（ロシアⅡ区）を含む場合）	同上	

○操業海域

千島太平洋海域（ロシアⅡ区）

えりも岬灯台正南の線と東経155度の線との間の太平洋沖合海域（北緯43度56.7分、東経147度9分の点と北緯44度25.4分、東経146度57分の点を結ぶ線以西の水域を除く。）のうち、「日ソ地先沖合漁業協定」第2条に基づき定められている操業水域番号Ⅱの海域（千島太平洋）

えりも以東海域

えりも岬灯台正南の線と東経155度の線との間の太平洋沖合海域（北緯43度56.7分、東経147度9分の点と北緯44度25.4分、東経146度57分の点を結ぶ線以西の水域を除く。）のうち、次に掲げる点1から点7を順次に結んだ線及び点7から真方位160度の線以西の海域

- 点1 納沙布岬灯台
- 点2 北緯43度23分27秒、東経145度50分15秒の点  
（納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点）
- 点3 北緯43度20分9秒、東経145度51分45秒の点
- 点4 北緯43度19分9秒、東経145度52分15秒の点
- 点5 北緯43度16分9秒、東経145度52分15秒の点
- 点6 北緯43度14分9秒、東経145度53分15秒の点
- 点7 北緯43度8分9秒、東経145度53分15秒の点